

というような曖昧な表現をしていませんので、退職金は、規定をされるということから、あえて議会の議決を経る必要はないというふうに考えて今回提案させていただいた。

ですから、先ほど執行部からの説明がありましたように、いわゆる法的根拠については、積算の根拠はないけれども、手当の種類の根拠はあるということで、退職手当を支給をするという根拠はあるので、それについて何も反対するのではなく、支給をするということを前提にこの条例改正になっていますから定額という形をとりますので議会の議決を経なくてもいいと理解をしていただきたい。

仲道委員長

外に質疑はありませんでしょうか？

それでは、説明者に対する質問等特にないようですから、小手川議員さんは、委員外議員の席からの退出をお願いします。

阿部委員

まとめて説明を受ければいいんじゃないかな？提案者の説明を受けるから出席していいかということでみんなの了解を得た。提案者が一緒なのだからまとめて説明を受け、ひとつずつやればいいのじゃないか。

仲道委員長

それでは、委員長判断します。小手川議員、おそれいりますが、説明の方を先に済ましてください。

それでは、議員提出議案第5号 大分市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての小手川議員の説明を受けます。

小手川議員

それでは、議員提出議案第5号 大分市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について説明をいたします。

本条例中費用弁償に関する条例第4条第2項を削除しようとするものです。現在議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、費用弁償として、日額7000円を支給されています。

議案提出をした私たちは、議員が、議会に出席をし、議案を審議をし、議決をし、市民の声を議会に反映する一般質問等を行うことは、本来議員としての職務であり、議員報酬は、その対価として、支払がなされているものと考えます。

一方で、歴史的な経過も私たちは認識しております。費用弁償は一般職員の日当と同様に日単位とする考え方に基づき当該日に要した費用の実務弁償としての性格を持つものとされ全国の議会に導入されてきています。

地方自治法には、地方公共団体の非常勤の職員が職務を行うために要する費用の弁償を行うことができるとされていることも承知をしております。

しかし、経費については、交通費と捉えられますが、日額7000円もの交通費の額は市民に納得を得られる形で説明できるものではありません。さらに現に交通費、ガソリン代については、政務調査費の支給対象となっており、調査のためのガソリン代か、議会出席のためのガソリン代か分けることも難しいのではないのでしょうか？

議会出席の際の費用弁償は合理性のないものと考え、この際議会の会議及び委員会出席時の費用弁償は廃止しようとするものです。

なお、これによる支出の削減額は、平成17年度当初予算で1648万5千円と計算できます。議会としても行政改革に貢献することになります。

ご承認をいただきますよう提案をいたします。以上です。

仲道委員長

この件についての質疑を受けます。

福崎委員

もらっている資料で、費用弁償を支給している26市と支給していない9市と中核市35市の状況が書いてあるけど、支給していない9市というのは、支給していない理由というのは、従来から4市途中から5市となるんですけど、これの詳しい内容がわかったら。どうして支給していないのか？

小手川委員

全市について、掌握しているわけではないんですけど、視察に行きました堺市の例についてご説明します。堺市は、平成16年4月1日から支給をしておりません。実は堺市は大阪府内の近隣市が費用弁償の支給を止めたということでやはり同じように私どもの市議団と無所属の会派の共同提案によって、何度か議会に提案権を使って議案を提案をし、最終的には、全会一致で議会出席時の費用弁償の支給を廃止したという経過を承知しております。全国的にも議会出席時の費用弁償については、今かなりあちこちで問題があるのではないかという議論がされている最中でもあります。そういう経過から支給を取りやめた自治体が増えていているのではないかと認識しております。

高橋委員

大分市の中で、費用弁償が取り入れられた経過について教えていただきたい。今の7000円の水準まで含めて。

小出総務部次長兼人事課長

もともとの発端は、把握しておりませんが、この費用弁償というのは、基本的には、地方自治法203条に基づく実費弁償という考え方でございまして、例えば本日の委員会の出席に置き換えて考えますと委員長さんが招集されたこの場所までの交通費それから日当に相当する部分の実費弁償に相当するという考え方になろうかと思います。過去の改定状況について申し上げますと、昭和50年の1月1日から2500円に改

定いたしております。51年7月には、往復の距離で30キロ未満は3000円、30キロ超えた場合は3500円、57年4月にこれを1日につき4000円、平成6年に当時九州の県庁所在地の平均が7128円という状況がございまして、平均的には長崎市が7000円という状況がございまして、そのときに4000円を7000円に改定し、今日に至っている状況です。

野尻委員

歴史的な変遷で7000円までに改定されてきたが、改定額の根拠はわかるのか？費用弁償だけで、改定されたのか？議員報酬と費用弁償の中で検討がされて来たのか？そこらへんがわかりますか？

小出総務部次長兼人事課長

報酬の中で検討するということは、2重払いの可能性がでてきますので、費用弁償につきましては、あくまで実費弁償ということで他都市の状況をみながら、そのときどきの一定の改正してきたものと考えます。

福崎委員

さきほど小手川議員さんの説明の中に、報酬の中に議会出席の費用は含まれているとあったような気がして、費用弁償と報酬は全く性質が異なるのではないか？

それを先ほどひとつの話の中で説明があったような感じがして、今度は、法律上で見たときにおかしくなるのではないか？

報酬と受けとめるとさっき言ったように2重払いになってしまふのではないか？

法律上では費用弁償は実費弁償なので、先ほどの説明ではそれと二つがあるのでもう一度お聞きしてよいか？

小手川議員

さきほど説明の中でお話しましたように2つの側面を私たちは捉えている。いわゆる議会に出席して議会で議論を尽くす、審査をするということが議員本来の仕事であって、それについての仕事に対する対価は議員報酬でいただいているという認識をもっている。

だけど、一方法律の中で考え方として地方自治法の中でいわゆる実費支給としてきちんと明記をされているということを話をした。実際法律の中では、実費支給ということできちんと明記をされているけども、どの議員さんを~~扶~~らえても1日日額7000円もの交通費がいるような状況があるだろうかと。実費であるならば実費そのものが7000円という額が、ひとつは妥当ではないのではないか。ということをいいたかった。

それともうひとつ、例え実費支給としてお1人遠い議員さんが一日ガソリン代が1000円かかるとしても、一方で、私たちは、政務調査費というお金を月額1人あたり10万円いただいている、それは会派に支給されていて、領収証と交換でガソリン代は担保されている。ということ

とからすれば、実際議会に出てくるまでの交通費について果たして、政務調査費とのすみ分けというか、分けることができるのかどうなのか市民に対して説明のつかない非常に合理性を欠く費用弁償の支給の仕方ではないかというふうに考えるわけです。ですから今回こういうご提案をさせていただいた。ということなんです。

高橋委員

ひとつ聞きたいんですけど、今のお話のなかで、政務調査費の中の旅費というところと議会があるときの市長からの招集と、議員として立場の中での報酬と、市長が招集をかける拘束といいましょうか若干違う面があるというふうに思うんですね。

民間企業でいうと、通勤途上災害と勝手しているところと違う、イメージとしてそんな感じがあるんですけど。それについては、どう捉えておりますか？

小手川委員

いいですか？市長が招集するものであっても、議員としての本来の任務は議会に出席をして市長の出した議案や提案を審議をする。市民の代表として審議をする。市民の皆さんとの声を届ける。というのが議員の本来の仕事なんですね。市長が招集するものであろうと、やはり議員の仕事としてする分については、議員報酬として考えられる。それに対する費用弁償については、そこに行くまでにかかった費用と実際日々議員として市民の要求にこたえてあちこち動いたり例えばいろんな行事に参加するときのガソリン代とか、そういうものが明確に政務調査費で出る事になってる訳ですからとそのへんが区別できるんでしょうかという問題なんですね。

ですから言い方がちょっと乱暴かもしませんが、政務調査費をいただいて、その中からガソリン代を領収証を出して政務調査費からいただきながら、一方では議会に出席した時のための交通費として費用弁償を7000円いただくということは、言い方はちょっと誤解をまねくかも、乱暴かもしませんが、二重取りと、市民からすればね、二重取りと受け取られかねない状況が今生じているのではないかと。

それを明確に区別できますよというものが一体どこに今の状況の中であるんだろうかと。それであれば、政務調査費の中で一括議員としてのガソリン代は、全部その中で見る形をとるべきではなかろうかと。

議員さんの中で、いや議会に出席する時のガソリン代はのぞいて請求しますよといわれる方がいらっしゃればお聞きしたいんですけど、私はとてもその辺は分けておくということはできませんのでどうなのかなと反対に思いますけど。

福崎委員

小さい、細かいことまで言うとですね、はっきり言ってどれがどれというのすべてにおいて難しいと思うんですけど、僕は、問題は、政務

調査費というのは、通常のいわゆる議員が市政の発展とか、市民の相談とか、いわゆる市民の幸せとか、そういうものを考えて、いろんな所に出向いていって調査をしている。そしてそれを市政に反映させていくために、与えられている費用であるということで、報酬とか議会に出てくるものとは私はひとつ線を引くべきではないかなと思います。これは個人的な意見ですから。

もうひとつは、先ほど行ったように議会の招集と言うのは、いわゆる、市長がいわゆるこういう案件を皆さんに審議していただいてご決定をいただきますよという地方自治法の中のひとつのいわゆる流れというか事務処理的なもので招集を私はされているのではないかと。

そうすると議員の活動としては、議会で審議するのも入っているじゃないですかというと、全てが議員の市政にかかることは全てが議員の活動なんですけど、普通の通常の議員活動と、いわゆる首長が地方自治法上審議しなければいけない案件だけ、議員の議決は必要なものであると、それを審議していただくために、何月何日から何日までの間、いや何月何日に集まってくださいという文書がでて、集まっていることだから、それはまた別じやないかなと、私は考えます。

だから全てが、これは議員活動じゃないか、これも議員活動じゃないかというと全てがそうなんですが、ひとつのやっぱり議会は議会としての法的根拠、地方自治法上により、市長が議長に対して招集していただいて、議長がいわゆる議運にかけて、日程を決めて、招集をして、そしてその案件を議論していくということであるんで、それに対しては、民間の会社でいったら、民間の会社でこれは出張で行って来なさいといわれたときに、例えばそれは出張命令が出るということは通常の業務の同じんですよ。じゃあなんでもかんでも仕事のためにでていったら、会社の業務にじゃないかというふうになるのかというふうに私は民間に勤めているからそう思う。

やはりきちんと線引きをしながらそのことに対してきちんと整理をして、そしてそれに必要なものについては、さっきも決まったみたいに法的根拠に基づいて、法的根拠がなければそれは駄目だと思うんですよ。法的根拠に基づいてそれに見合ったものというものが過去ずっと議論されながら現在までいたったということを、私は、認識しながら論議すべきじゃないかなというふうに思います。

仲道委員長

質問はありませんでしょうか？

小手川議員

ちょっとといいですか？

仲道委員長

ご意見じゃなくて、今の質問に対する回答ですか？

小手川委員

はい、今の福崎議員さんのお話ですけど、いわゆる費用弁償の関係で、出張に関するものは、いじくろうとすることでは、ありません。それは担保しているということです。

それからもうひとつは、法に基づくものということで費用弁償担保されていますけど、いわゆる費用弁償することができると、できる規定なんですね、ですから、しなければならないではなくて、できる規定になっているということであればしなくともよいということも考えられる。

ですから、絶対に費用弁償支給しなければならないという規定ではありませんので、そのへんは地方自治法上そういうことになっているというかたちでのご確認をしていただきたいと思います。

今から審議に入られるみたいですので、質疑に答える場はなくなりますので、最後に一言だけ申し述べさせていただきますが、やはり行政改革という形で議会でもかなりご議論をされて、いわゆる市の執行部も並々ならぬ努力で行政改革をしていくということで、議員もかなり行政改革という形でのご質問があります。

そういう意味ではやはり市民の目線で見て本当にどこを削らなければならぬものか。これは、市民に説明がつくものなのか。つかないものなのか。やはり十分ご議論をしていただきたいと思います。

今回この議案の提案にあたって、街頭で宣伝活動をさせていただきました。いろんな方にお話もさせていただきました。やはり、特別職の報酬については、こんなにたくさんもらっているのか。桁違いではないのか。というようなご意見をいただきまして、これはあまりにも多すぎるご意見をいただきました。費用弁償については、これは、今すぐでもやめて欲しい、こんなお金を出すべきではないというような意見をいたしております。

そういうことを最後に申し述べまして、私の質問に対するご回答とあと少し意見を述べさせていただきました。是非よろしくお願ひいたします。

仲道委員長

では、質疑を終結いたしますので、小手川議員さんは、退出を。

小手川委員

では、傍聴させていただきます。

福崎委員

費用弁償で旅費なんですか？

仲道委員長

文章を読み上げます。大分市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条 議員が公務のため旅行したときは、大分市職員等の旅費に関する条例に定める市長の例により費用弁償として旅費を支給する。前項に定めるもののほか、議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、費用弁償として日額7,000円以内の旅費を支給するという

	文言になっています。
高橋委員	旅費？日当は含まない？
阿部委員	交通費と日当の総額で旅費だ。
高橋委員	委員会の視察の旅費には、日当が含まれているんでしたね。
小出総務部次長兼人事課長	<p>補足をさせてください。旅費の話ですが、議員さん方非常勤特別職の方につきましては、地方自治法203条の中でいわゆる本来の職務を執行した場合の対価については、報酬として支給が規定がされています。</p> <p>それ以外に費用弁償の考え方としましては、同じ条の中にございますが、議会又は委員会、条例で定めてございますが、議会又は委員会に出席されたときの実費弁償として具体的には交通費相当と日当中身になると思いますが、それを実費弁償として費用弁償の名の元に支給しますというのが、2つの組み立てが本来別になっております。</p> <p>最近の議論としては、国會議員の先生方が、生活給的な意味合いの歳費になっていますので先生方のような地方の議員さん方につきましても生活給的な意味合いをだんだん持ってきたという、報酬そのものが、解釈があります。そういう中で費用弁償を別にもらうのがどうなのかという最近の議論になっておる状況です。</p> <p>それから、政務調査費の交付でございますが、これは全く別の概念でございまして、議員さんがたが調査研究に資するための、必要な経費の一部を交付するということで根拠といたしましては、地方自治法第100条でございまして、100条調査の部分で、従いまして、性質は全く別でございます。</p>
仲道委員長	はい、それでは頭を切り替えていただきまして、提案順に審議をしていきたいと思います。議員提出議案第3号 大分市常勤特別職の退職手当支給条例の一部改正について、ご意見を伺います。
安東副委員長	<p>現在の現行の条例では、例えば市長は100分の63以内と定められているわけで、もちろん今まで具体的に私の経験では、63限度額で支給されているんですけども、以内ちゅうことであれば今後状況を見ながら下げることも可能ですので、条例を変える必要があるのかないいろいろなくもできるんじゃないかなという気もしますし、先ほどちょっと聞いたんですが、条例を改正して定額にしてしまえば、社会情勢に応じて変えようと思ったときに、また条例を変えなければならない。</p> <p>だから63以内という形にしてるほうが条例をいちいち変えなくて、その都度の体制でよいという気がしております。</p>

仲道委員長

皆さんからのご意見を伺いましたので、本案は、承認しないというご意見をいただきました。ご意見に従いまして、本案は承認しないということで決定してよろしいでしょうか？

(よしの声)

仲道委員長

本案は承認しないことに決定いたしました。

続いて、議員提出議案第5号 大分市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について先ほど説明、質疑が終了しましたのでご意見を伺いたいと思います。もう一度、頭切り替えてください。

野尻委員

報酬と、政務調査費それから費用弁償ということで、それぞれ違う意味合いの中から出されてきている、歴史的経過も先ほど聞きましたし、それから報酬等審議会の中で審議内容等も聞くところもあるんですけど、そういった中でまあ、今あたるのがどうなのかなという感じがしております。それがその、7000円という金額が妥当かどうかの言う問題は残るけども、またそれについては検討する余地があるのでなからうかなあとというふうな感じがしておりますんで、今回これについて他の都市の例はありますけど、検討を要するのではないかと考えております。

阿部委員

で、どうするんかい。

野尻委員

えー、もうちょっと聞きたいんですけど費用弁償についてあがってきた経過っていうのをほんとのところを聞きたいんですけど。

小出総務部次長兼人事課長

費用弁償は、報酬等審議会の審議項目ではございませんので、その都度他都市の状況等勘案しながら、他都市の状況にならう形で、だいたい類似都市の平均的なところで状況を見ながら改定してきたというのが実態だろうと思います。

阿部委員

今回の改正は費用弁償を廃して欲しいということだろ。それに対して皆さんどうですかということだ。

福崎委員

報酬、費用弁償、政務調査費の説明の中にそれぞれ議員がいただいているそれぞれの費用というものを、報酬についてはこういう意味合いでよ、費用弁償についてはこういう意味合い、政務調査費はこういうものですよという執行部からの詳しいお話を受ける中で報酬と費用弁償

とセットで政務調査費をひとつのものと考えるのはいかがなものかなと思うのと政務調査費の中に交通費があるから費用弁償も交通費だからというそういうのもちょっとけじめがつかない部分があるのじやないかな。

ですから報酬は報酬、費用弁償は費用弁償、政務調査費は政務調査費でやはり考えるべきだと思いますし、費用弁償については条例の中で7000円以内と書いてあります。ですから、7000円以内と旅費としてと書いてある。現在は7000円もらっている。だからこの金額が高いんじゃないかと安いんじゃないかという論議ならば私は、やはり議運なりで論議をしていただいてその実質、交通費、日当とかのあり方がどのくらいが社会上必要なのかということを私は論議するべきじゃないかなと。

これはもう削るということですから、やはり大分市の中でも、近い方、また今度佐賀関と野津原と合併しました。佐賀関からいわゆる遠くからくる方こういう方の交通費はじゃあもう報酬の中に含まれているから、政務調査費の中に含まれているからいいじゃないかというふうな話に私はならないんではないかなと。

ですから、第2項を削り、そして第3項を第2項とするというようなこの今回の提案については、私は反対をさせていただくと。

ただ、金額の、額については今後論議するものがあると付け加えさせてください。

高橋委員

私も今福崎委員さんが言われたのと同じような内容になるんですけども、今、議員報酬、費用弁償そして政務調査費という面については、きっちりやはり役割、中身が違うんだと思います。そういったなかで、この費用弁償の7000円という水準については、今の状況の中で提案の中にもありましたように市民感情としての、いろんな思いだってあると思います。

そういった中で、今我々の会派には、距離的には30キロの方がおられます。議会の招集がかかってですね、バス代にして910円、往復で1820円という実費がかかる、もちろん自分の車でくるからかからんといえばかからん、ということで済ましてしまうのがいいことなのかどうなのか判らないんですけど、そういった面では、やっぱりサラリーマンも給料と通勤手当、職員さんもそうですけど、認められている。非課税としてね。

日当については、7000円の水準については、その、費用弁償が日当も含めると7000円の水準についてはいろんな考え方があるだろうと思いますんで、今いいましたようにこの水準については、これからいろんな形で、議運の中でそういった状況を踏まえて議論していったらどうだろうかと思いますんで今回のこの提案のなしということについて

ては一応反対したいということです。

井上委員

先ほどこの費用弁償については、報酬審議会とかそういったもので決められるんじゃないと、昭和50年から金額が変わってきた説明が執行部からあったんですけどこの費用弁償7000円となっていますけど、執行部のほうが判断して、他市の状況を見てやっぱり大分市が突出しているというような判断の下、これは変える必要があるというようなときに提案されるものであって、私は、議員のほうから議員提案として出されて、それを審議するべきものではないと思います。

安東委員

私自身議員なりたての頃歳費といいますか、報酬があって、費用弁償という形を別にいただくというのがなりたての頃確かに違和感がありまして、私自身もこれ要らんのじやないかななどということをだいぶ支援者等に話したことがあるんですけど、今条例等いろいろ調べる中で、報酬、費用弁償、期末手当一緒になった条例の中できめられているということを考えたときに、そういうことを勘案しながらそれぞれの金額が決めてきたのかなという思いがあります。

先ほど誰かが言ったが、今回合併して非常に市域が広がった交通費にかなり差が出る。報酬1本が全ての議員としてすべての活動の報酬だとなつたときに逆にそこに差ができるのじやないかなという気がしてですね。

一律7000円ということについては、若干今後検討しなければならないのじやないかなと思いますけど今回提出された議案のようにゼロにしてしまうということになるとそういう差がかえって生まれるような気がしまして、この議案については反対したい。

吉岡委員

我が党のほうとしても、行政改革からは今後大切な件であると、必要なことは検討しなければならないということになりましたけど、例えば新宿区の区議会では、各会派代表で議会のあり方検討会というのをつくっている検討されております。そこでは、1日5000円だったのを半額の2500円に減額してやってるわけです。

そういう意味では、やはりよく審議をした上で結論を出すのが大事かなと、早急にこれを出して採決するのは厳しい部分があるのかなということで、今回のこの案に関しては、反対をいたします。

野尻委員

そういう意味です。

二宮委員

1年生議員として、自分も元職として消防局に勤めており、消防団の費用弁償の関係に携わっていたんですけど、自分の頭の中としては、報酬、政務調査費、費用弁償の3本立てで今考えて行動していくとしてまだ

政務調査費の中には自分はまだそんな調査は行っていないと手付かずの状態ですが、ここに来る議会に招集されたときは、費用弁償を持って交通費に当てようというのが自分の考えです。

その中で7000円が高い安いというのは、私自身の皆さん方と協議して、議運の中で各会派持ち帰りの中で協議されて、高い安い、また報酬の外部団体にゆだねる等してそこで協議されるべきで、ゼロになるというよりも、もうひとつ前向きな形で、先ほど距離による計算方法とか、本当に実費での費用弁償であれば、良いんじやなかろうかと自分自身も思っています。

この7000円について全額無くなるというよりも、もう一つ他の形で協議するというような機会があれば良いんじやなかろうかと思いますのでこれについては反対です。

阿部委員

一ついいですか？ある意味費用弁償という根拠の中に交通費とか日当とかが含まれるということにせんと、今言った論議の中で、距離がどうだとか言い出すときりがない。我々が入る前は、交通費的なことで分けていた時期もあるそうです。

ということは、ある意味での変な話議員同士の不平等のという話になると、この人は、何ぼで、この人は何ぼで、そういうことにならんのじやないかという思いの中から私は、こういうことが現実としておこってきているというふうに私自身は理解するんですけど。

ですから中身の論議でどうのこうのというよりも今言われる金額が高くて、これが高いけん市民感情がどうのという論議も私には納得できない論議である。

だけど、やはりそういう思いの中でお互いある意味では行政改革をやるという両方向性はいるという認識は皆さん持つべきであろうと一遍に廃止ということにはならないだろうと思いりますので、先ほどの野尻議員に付け加えさせていただく。

仲道委員長

はい、それではまとめさせていただきます。皆様方のご意見を伺いましたと費用弁償として日額7000円以内の旅費という金額のあり方と旅費の内容について今後検討の余地はあるけれども、今回の4条中第2項を削り、第3項を第2項とするという案については、承認しないというご意見と承りましたが、承認しないという事に決定してよろしいでしょうか？

(よしの声)

仲道委員長

はい、それでは、承認しないということに決定しました。

これで、付託案件の審査を終了しますが、ほかに質疑等はありません